

不審者侵入対応

荒川区立第一中学校

令和7年5月作成

1	不審者かどうかチェックする	2
2	退去を求める	2
3	退去に応じない不審者	3
4	緊急事態	3
5	事後の対応	4

1 不審者かどうかチェックする

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れる。

しかし、その中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする者がいる。不審者とはそのような者たちのことを言う。

本校では、生徒を犯罪者から守るため、不審者かどうかを確実にチェックする。

ただし、チェックする以前に暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合は直ちに110番通報をする。

(1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- ① こちらからのあいさつに対して反応はあるか
- ② 来校者の名札をしているか
- ③ 不自然な場所に立ち入ろうとしていないか
- ④ 不自然な言動や行動は見られないか
- ⑤ 凶器と思われるようなものを所持していないか

(2) 用件をたずねる

- ① 「何の御用でしょうか」「どの職員あてにお越しになりましたか」「事務室への要件でしょうか」などの返答に対して、答えられるか、あるいは正当な用件を述べられるか
- ② 職員に用がある場合、職員の氏名、もしくは用務主事・事務主事・栄養士などの職名や教員であれば学年などの所属が答えられるか
- ③ 保護者として来校していると申し出ている場合は、子どもの学年・組・氏名が答えられるか

2 退去を求める

正当な理由がない者には、丁寧に校地・校舎内からの退去を求める。このとき、ほかの教職員にも連絡して、複数人での対応を基本とする。

退去に応じた場合でも、再び侵入する恐れがないかを見届ける。もし、再び侵入してきた場合、あるいは凶器をもっていることが分かった場合や暴力的な言動をしてきた場合など退去要請に応じない場合は、速やかに110番通報をする。

(1) 他の教職員に連絡して協力を求める

教職員が一人で対応してはいけない。

自分自身の安全を守るためにも相手が手を伸ばしても手が届かない距離を保ちながら、多くの教職員が駆けつけることを待つ。そのためにも、相手との会話については、相手を威嚇しない程度で大きめの声で周囲に異変を気付かせるような口調で対応する。

(2) 毅然とした態度で丁寧な口調で対応する

「校舎内から退去してください」と話す場合も、落ち着いた態度でしかも丁寧語で相手に話す。また、いかなる場合でも、相手に背を向けない。

また、できる限り生徒のいる場所に不審者を向かわせないようにする。

(3) 退去に応じなかった段階で110番通報をする

(4) 退去後も再び侵入しないか見届ける

- ① 一旦退去しても再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを必ず見届ける。
- ② 門や玄関を施錠する。
- ③ 再び侵入しようとしたり、近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員で監視する。

- ④ 退去に応じても、再び侵入しようとしたり近くに居続けたりしている場合には110番通報をすると同時に、教育委員会にも情報提供し教育委員会から近隣の保育園・幼稚園・小中学校及び区長部局から地域への注意喚起をしてもらう。

3 退去に応じない不審者

退去に応じない場合には、生徒に危害を加える可能性があると考ええる。

すぐに110番通報をするとともに、校内放送で状況を生徒・教職員、そして不審者にも聞こえるように伝え、6組及び各学年教員で生徒を不審者から遠い方向に避難させ、主に男性教員は現場に応援に向かう。

不審者に対しては別室に案内して隔離するなどを試み、警察の到着までの時間をかせぐ。その際、不審者の所持品に注意するとともに、特にポケットやかばんに手を入れるなどの行為をした場合には、すぐに距離を置いて警戒をする。

(1) 不審者が暴力的な言動をしていなくても躊躇なく110番通報をする

(2) 校長と生活指導部の男性教員が不審者のいる現場に向かう

(3) 別室に案内して隔離する際の留意点

- ① 複数の教職員で案内する。
- ② 不審者の前を決して歩かず、横を歩く。
- ③ 別室では不審者を先に部屋の奥に案内して、教職員は入り口近くに位置する。
- ④ 教職員がすぐに避難できるように出入り口の扉は開けておく。

(4) 生徒の避難

本校の普通教室は窓ガラスが多く、ガラスを破壊すれば容易に不審者に侵入されてしまうことから、不審者のいないフロアや校庭を横切って体育館に避難誘導し、点呼をとってすぐに施錠する。

なお、校内放送では「生徒の皆さんは通常的生活をしましょう」を避難開始の文言とし、この文言により教職員は安全な経路を通過して体育館に速やかに生徒を避難させる。

4 緊急事態

最初から生徒や教職員に危害を加えることを目的に侵入してくる不審者の場合は、チェックをしたり声をかけたりする余裕もなく、普通教室や職員室に向かってきて激しい暴力的行為に至るため教職員の対応に余裕がない。

(1) 生徒のいる教室に侵入してきて暴力的な言動をした場合

- ① 当該教室にいた教員は生徒を隣の教室など近くの教室に避難させ、その教室を施錠させる。
- ② 生徒を避難させたのち廊下の火災報知機を押して、全校に非常事態を知らせるとともに、生徒用椅子や机をもって防御態勢をとる。
- ③ すぐに、押された火災報知機の場所に教職員が複数人急行するので、一人は職員室に戻って事態を職員室にいる教職員全員に叫んで報告するとともに、校長室の学校110番（非常通報装置）を押す。現場に残った教職員は生徒用椅子や机を持って生徒から不審者を遠ざけるように、そして距離をとって防御体制をとる。

なお、学校110番（非常通報装置）は校長室と主事室に設置されている。

④ 職員室の男性教員は現場に応援で駆け付けるとともに、一人は校内放送で事態を生徒・教職員、そして不審者にも聞こえるように伝え、各教室内で扉や窓を施錠して生徒の安全を確保する。

⑤ 学校110番を押すと警察から電話連絡が入る。ただし、電話に出られる場合は

状況を伝えるが、出なれなくても救急車両は本校に向かっているので警察が到着して不審者を確保するのを待つ。

(2) 職員室に侵入してきて暴力的な言動をした場合

- ① すぐに学校110番（非常通報装置）を押す。
- ② 職員室にいる教員は椅子やさすまたをもって、不審者を職員室の奥に追い込むようにして、生徒のいる教室に向かわせないようにする。その際、さすまたは不審者にとられないようにする。
- ③ 職員室の教員一人は校内放送で事態を生徒・教職員、そして不審者にも聞こえるように伝え、各教室内で扉や窓を施錠して生徒の安全を確保する。
- ④ 警察が到着して不審者を確保するまで職員室内で時間をかせぐ。

5 事後の対応

(1) 負傷者の有無を確認

- ① 避難する際に足をくじいたりしていることもあるので、生徒のみならず教職員についても負傷していないかどうかを確認する。
- ② 負傷者がいた場合は救急車を要請する。

(2) 教育委員会に時系列で一報を入れる。

(3) 緊急事態が発生した場合は、スクリレにより事件の概要を説明したうえで保護者引き渡しとする。

(4) 事故報告書を作成する。

(5) 緊急事態が発生した場合は臨時の保護者会を開催して、報告書に基づいて正確な事実を説明する。

(6) 心のケアが必要な生徒がいる場合は、一定期間、教育委員会から心理士を派遣してもらう。